

令和5年度 第2回 広島市いじめ問題対策連絡協議会会議要旨

1 開催日時

令和5年11月27日（月）18時30分～20時15分

2 開催場所

広島市中区役所6階 教育委員室

3 出席者

(1) 構成機関出席者【◎会長・○副会長】

機関名	役職名	備考
広島市小学校長会 ◎	会長（広島市立竹屋小学校長）	
広島市公立中学校長会	会長（広島市立中広中学校長）	
広島市立高等学校長会	会長（広島市立基町高等学校長）	
広島市児童相談所	相談担当課長	
広島法務局	人権擁護部第二課長	
広島県警察本部	生活安全部少年対策課 統括少年育成官	
広島県臨床心理士会	会長	
広島弁護士会 ○	子どもの権利委員会委員	
広島市PTA協議会	会長	欠席
広島市医師会	常任理事	
広島県社会福祉士会	子ども・家庭支援委員会委員長	欠席
広島人権擁護委員協議会	人権擁護委員	
広島市教育委員会	いじめ対策推進担当課長	

(2) 事務局（広島市教育委員会）

生徒指導課職員、育成課職員

4 議題等（公開・非公開の別）全て公開

- (1) 令和4年度不登校・暴力行為・いじめの状況について【資料2】
- (2) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて
- (3) 事例検討（関係機関の連携の在り方）【資料3】

5 傍聴人の人数

0人

6 会議資料

- (1) 出席者名簿、配席図、実施要項
- (2) 資料1～3
- (3) 基礎資料A（設置要綱）、B（公開要領）、C（傍聴要領）

7 会議の要旨

(1) 令和4年度不登校・暴力行為・いじめの状況について【資料2】

教委が、資料2を説明し、次の質疑があった。【○構成員 ●教委】

- いじめの認知件数が増えているが、どのように評価しているか。
- いじめの認知件数が増えることについては、学校がいじめを広く認知し、いじめがあるのではないかという疑いを持って早期に対応しているということなので、肯定的に捉えている。一概に危惧する状況とは捉えていない。
- 「4 いじめの発見のきっかけ」の下の表に、「学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー等の相談員以外が発見」という区分があるが、具体的には誰が発見したことを指しているのか。
- 例えば、同じ学年の違うクラスの先生等がこれに当たる。
- スクールカウンセラーは、外部の相談員だと捉えているのか。
- スクールカウンセラーには、学校のメンバーの一員として一緒に対応してもらっているという認識である。一方で、各学校で行っているいじめ防止委員会にも参加してもらい、客観的な視点で意見をもらっている面もある。学校に配置しているカウンセラーではあるが、外部の相談員という位置づけで整理している。
- 発見のきっかけにはならないかもしれないが、いじめに関し、弁護士等の外部機関に相談することもあるのではないかと思う。
- ふれあいひろば推進員の活用状況は、どうなっているか。
- 昨年度から、ふれあいひろばを終日開室している。そのため、ふれあいひろば担当教員を加配したり、ふれあいひろば推進員を配置する時間を増やしたりしているが、その効果については、現在検証を行っているところである。

(2) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて

教委が、来年度の「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードの検討状況について説明し、特に質疑はなかった。

(3) 事例検討（関係機関の連携の在り方）【資料3】

教委が、資料3を説明し、次の質疑があった。【○構成員 ●教委】

- 小学生も高学年になると半分くらいの児童は、携帯電話を持っている。オンラインゲームもあるので、他の学校の児童とSNSを通じて繋がりを持っている子も増えてきていると感じる。
- 中学校ではSNSトラブルが増えている。生徒に対する未然防止の授業や保護者に対する啓発も行っているが、なかなか状況は変わらない。SNSトラブルをきっかけに不登校に繋がることもある。生徒のSNSに関する知識は、教員や保護者を超えているため、発見や対応がますます困難になってきている。学校は、捜査機関ではないので、必要な対応はもちろんするが、本件事例のような事案に関して、解決は難しい。しかし、学校は、Aが安心して学校に来ることができるよう、スクールカウンセラー等を含めたチームでAを支えるとか、まわりの生徒

たちから本件事例に関するAの話が出ないよう気を付けることはできる。

- 本件事例のような場合、もはや犯罪だとして、Aとその保護者に警察へ相談するよう助言し、場合によっては学校も付き添う。そして、Aが安心して学校に通えるように、警察と連携して、写真を投稿した人物を特定できれば、当該人物に指導をしていくことになる。
- 警察では、まず、被害を受けているAとその保護者から話を聞くことになる。その際、警察としてできることを説明し、捜査の結果、加害者を特定できれば、加害者にも指導ができる。また、警察では、被害者支援や犯罪防止教室、ネット依存防止のためのセミナーも行っている。
- 訴訟という話になると、発信者情報開示請求をして、相手方を特定した上で、民事上の賠償請求をすることになる。弁護士会では、いじめ予防授業を行っているが、SNSを巡るいじめやSNSの使い方に係る授業をしてほしいという要望が多い。授業では、本件事例のような画像を他人に送ると、性被害につながる危険性が高まるという話や、SNSの使い方次第では、刑事上の責任を取らなければならないこともあるし、民事上の賠償責任を負うようになることもあるという話をしている。
- 法務局では、インターネットの書き込みにより、人権侵害の被害にあった場合には、プロバイダー等に対して、当該書き込みの削除要請を行う活動をしている。基本的には、ご自身で削除依頼をしてもらうのが大前提だが、自ら削除を求めることが困難な場合には、法務局にお越しいただいた上で、当該書き込みと本人の同定可能性があれば、法務局が削除要請を行う。しかし、強制力を伴わない任意の措置であることから、削除要請を行ったとしても、要請に応じるか否かはプロバイダー次第であるため、削除してもらえないこともある。
- スクールカウンセラーは、Aの不安等について、しっかり話を聞き、不安等を少しでも和らげるといふ支援はできる。
- Aの母が「写真のことを知っている子を探してもらおうと、更にAが傷つくことになるかもしれないので、それはやめてほしい。」と言っているが、Aの母を説得して、Aの普段の生活や人間関係を含めて、きちんと調査したほうがよいのではないか。ただし、生徒らに事実関係を確認する場合は、質問の仕方等、配慮が必要である。
- SNSで困ったことがないか等、生徒らに定期的に調査をしているのか。
- SNSも含めて、学校生活のアンケートやいじめアンケート等で、各学校が生徒らの状況を把握するための調査を定期的に行っている。
- これだけSNS上で繋がるのが当たり前になってしまうと、SNSの利用を止めることは難しい。だから、大人が、子どもたちに対して安全にSNSを利用できる環境を整えていくことが必要だと考える。
- 本件事例のような事案が起こった際に、どのような機関に相談ができるのかを研修等を通して、各学校に情報提供しておくといふのではないか。
- 近年、学校からSNS上でのいじめやトラブルに関する報告・相談が増加しており、本件事例のように、学校のみでの対応では限界がある事案も増えてきている。各機関でどのような対応が可能なのかを確認することができたので、各学校にも情報提供できれば良いと考えている。